

趣 旨

「木の文化県構想」に基づく「木に親しむ」・「木を活かす」活動の一環として、県産材を積極的に利用した公共的施設等の整備に支援を行い、県内外からの観光客等に木の香る環境を提供することや、幼少期から木材に触れあい親しむ体験を通して、木の良さの普及を図る。

木 材 活 用 施 設 等 整 備



学 校 関 連 環 境 整 備



対象

玄関、ロビーその他県民の目に触れる機会が多い公共空間の木質化や木製品の導入に係る経費

幼児、児童・生徒及び学生が利用する保育室、教室等の木質化や木製の机、椅子、遊具等に係る経費

補助率

1/2以内(補助金額25千円以上・一施設当たりの限度額が400万円)

一施設当たりの限度額400万円、一事業者当たりの限度額500万円
ただし、小・中学校の内装木質化については限度額1,000万円

補助事業者

社会福祉法人、財団法人、医療法人、県内に事務所を置く企業、団体等

社会福祉法人、学校法人、財団法人、その他認可外保育施設の設置者